

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成 29 年
8 月 1 日
(火曜日)

目 次

- 告示
身体障害者福祉法に規定する医師の指定 (障害者支援課) 一
- 公告
大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取 (商政課) 二
- 公共測量の実施 (監理課) 二
- 公安委告示
技能検定員審査の実施 二
- 教習指導員審査の実施 五
- 公安委公告
一般競争入札の実施 八
- 労委公告
山口県労働委員会のおっせん員候補者 一〇

山口県告示第二百九十号

次の者を身体障害者福祉法 (昭和二十四年法律第二百八十三号) 第十五条第一項に規定する医師として指定した。

平成二十九年八月一日

医師氏名 | 名 | 医 | 称 | 療 | 所 | 機 | 在 | 関 | 地

山口県知事 | 村 | 岡 | 嗣 | 政

診療科目 | 指定年月日



春木 貴史	宇部市上町一丁目四番一〇号	外科	平成二九、七、一二
山下 晃正	〃	〃	〃
平田 寛	〃	泌尿器科	〃
河村 修二	大字妻崎開作一〇八	内科	〃
藤井奈津美	大字西岐波七	脳神経外科	〃
藤川 公樹	南小串一丁目一番一〇号	泌尿器科	〃
折田 朋子	〃	眼科	〃
坂本 健次	大字東岐波六八五	呼吸器内科	〃
橋本 和樹	山口市八幡馬場五三	耳鼻咽喉科	〃
中川 実	阿知須四八四	脳神経外科	〃
中坪 成太	小郡下郷八六	呼吸器内科	〃
中村 宗剛	萩市大字椿三四六〇	内科	〃
齋木 正彦	大字江向四一三	整形外科	〃
梶原 淳	下松市大手町二丁目八番一七号	眼科	〃
宗像 緩宜	岩国市美和町洪前一七六	内科	〃
平田 健司	光市虹ヶ浜二丁目一〇番一〇号	整形外科	〃
中村 圭李	周南市大字久米七五	小児科	〃
松田 夢子	〃	〃	〃
浅野 智之	徳山リハビリテーション病院	内科	〃

- (一) 規則第十七条第一項各号又は第二項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面
- (二) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。)
- (三) 運転免許証の提示
- (四) 審査申請書の提出時に、受けようとする種類の技能検定員審査に用いられる自動車運転免許証の提出が可能な運転免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許証を提示すること。
- (五) 審査手数料
二万三千百円(その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ二万三千百円から同表の下欄に掲げる額を減じた額)に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

審 査 細 目	減 ず る 額
一 技能検定員として必要な自動車の運転技能	四千元
二 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	六千七百元
三 教則の内容となっている事項	二千四百五十円
四 自動車教習所に関する法令についての知識	二千四百五十円
五 技能検定の実施に関する知識	二千元
六 自動車の運転技能の評価方法に関する知識	千七百五十円

八 その他

- (一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。
- (二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課(電話〇八三一七三三

一 二九〇〇) にすること。

- 一 審査の種類
技能検定員審査(普通)
- 二 審査の日時及び場所
(一) 日時 平成二十九年九月五日(火曜日)及び同月六日(水曜日)の午前九時から午後五時十五分まで
(二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター
- 三 審査申請書の受付期間及び時間
平成二十九年八月七日(月曜日)から同月十日(木曜日)までの午前八時三十分から午後五時十五分まで
- 四 審査申請書の提出先
山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課
- 五 提出書類
(一) 技能検定員審査申請書(規則別記様式第一号によること。)
(二) 規則第十七条第一項各号又は第二項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面
(三) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。)
- 六 運転免許証の提示
審査申請書の提出時に、受けようとする種類の技能検定員審査に用いられる自動車運転免許証の提出が可能な運転免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許証を提示すること。
- 七 審査手数料
一万九千六百五十円(その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ一万九千六百五十円から同表の下欄に掲げる額を減じた額)に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

審 査 細 目	減 ず る 額
一 技能検定員として必要な自動車の運転技能	三千六百元

二 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	六千百円
三 教則の内容となっている事項	千九百五十円
四 自動車教習所に関する法令についての知識	千九百五十円
五 技能検定の実施に関する知識	千九百五十円
六 自動車の運転技能の評価方法に関する知識	二千百円
備考 普通自動車免許に係る技能検定員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に八百五十円を、三及び四に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に三百五十円を減ずるものとする。	

八 その他

(一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。

(二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課（電話〇八三一九七三―二九〇〇）にすること。

一 審査の種類

技能検定員審査（大特）、技能検定員審査（大自二）、技能検定員審査（普自二）及び技能検定員審査（牽引）

二 審査の日時及び場所

(一) 日時 平成二十九年九月七日（木曜日）及び同月八日（金曜日）の午前九時から午後五時十五分まで

(二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター

三 審査申請書の受付期間及び時間

平成二十九年八月七日（月曜日）から同月十日（木曜日）までの午前八時三十分から午後五時十五分まで

四 審査申請書の提出先

山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課

五 提出書類

(一) 技能検定員審査申請書（規則別記様式第一号によること。）

(二) 規則第十七条第一項各号又は第二項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面	
(三) 写真（縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。）	
六 運転免許証の提示	
審査申請書の提出時に、受けようとする種類の技能検定員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証を提示すること。	
七 審査手数料	
一万四千五百円（その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ一万四千五百円から同表の下欄に掲げる額を減じた額）に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。	

審査細目	減ずる額
一 技能検定員として必要な自動車の運転技能	千三百円
二 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	二千百円
三 教則の内容となっている事項	千九百五十円
四 自動車教習所に関する法令についての知識	千九百五十円
五 技能検定の実施に関する知識	二千五百円
六 自動車の運転技能の評価方法に関する知識	二千五百五十円
備考 特定第一種運転免許に係る技能検定員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に千五百円を、三及び四に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に三百五十円を減ずるものとする。	

八 その他

(一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。

(二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課（電話〇八三一九七三―

一 二九〇〇)にすること。

一 審査の種類

技能検定員審査(大型二種)、技能検定員審査(中型二種)及び技能検定員審査(普通二種)

二 審査の日時及び場所

- (一) 日時 平成二十九年九月八日(金曜日) 午前九時から午後五時十五分まで
- (二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター

三 審査申請書の受付期間及び時間

平成二十九年八月七日(月曜日) から同月十日(木曜日) までの午前八時三十分から午後五時十五分まで

四 審査申請書の提出先

山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課

五 提出書類

- (一) 技能検定員審査申請書(規則別記様式第一号によること。)
- (二) 規則第十七条第一項第二号又は第三項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当することを証する書面
- (三) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。)

六 運転免許証の提示

審査申請書の提出時に、受けようとする種類の技能検定員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許証を提示すること。

七 審査手数料

二万七千七百円(その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ二万七千七百円から同表の下欄に掲げる額を減じた額)に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

審査細目	減ずる額
一 技能検定員として必要な自動車の運転技能	四千二百五十円

二 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能

三 自動車の運転技能の評価方法に関する知識

四 旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業に関する法令についての知識

備考

大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る技能検定員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に三千百円を減ずるものとする。

八 その他

- (一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。
- (二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課(電話〇八三一九七三―二九〇〇)にすること。

山口県公安委員会告示第三十六号

道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)第九十九条の三第四項第一号イの自動車の運転に関する技能及び知識の教習に関する技能及び知識に関して行う審査を次のとおり実施する。

平成二十九年八月一日

山口県公安委員会

一 審査の種類

教習指導員審査(大型)、教育指導員審査(中型)及び教育指導員審査(準中型)

二 審査の日時及び場所

- (一) 日時 平成二十九年九月十一日(月曜日) から同月二十七日(水曜日) まで(日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第百七十八号)に規定する休日を除く。)
- (二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター

三 審査申請書の受付期間及び時間

平成二十九年八月七日(月曜日) から同月十日(木曜日) までの午前八時三十分から午後五時十五分まで

四 審査申請書の提出先

山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課

五 提出書類

- (一) 教習指導員審査申請書（技能検定員審査等に関する規則（平成六年国家公安委員会規則第三号。以下「規則」という。）別記様式第一号によること。）
 - (二) 規則第十七条第一項各号又は第四項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面
 - (三) 写真（縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。）
- 六 運転免許証の提示
審査申請書の提出時に、受けようとする種類の教習指導員審査に用いられる自動車運転免許証を提示することができる運転免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証を提示すること。
- 七 審査手数料
一万四千六百円（その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ一万四千六百円から同表の下欄に掲げる額を減じた額）に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

審査細目	減ずる額
一 教習指導員として必要な自動車の運転技能	四千円
二 技能教習に必要な教習の技能	千三百五十円
三 学科教習に必要な教習の技能	千二百五十円
四 教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識	千五百五十円
五 自動車教習所に関する法令についての知識	千五百五十円
六 教習指導員として必要な教育についての知識	千四百円

備考
大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る教習指導員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に二千五百円を、四及び五に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に二百五十円を減ずるものとする。

八 その他

- (一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。
 - (二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課（電話〇八三一九七三―二九〇〇）にすること。
- 一 審査の種類
教習指導員審査（普通）
- 二 審査の日時及び場所
(一) 日時 平成二十九年九月十二日（火曜日）及び同月十三日（水曜日）の午前九時から午後五時十五分まで
(二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター
- 三 審査申請書の受付期間及び時間
平成二十九年八月七日（月曜日）から同月十日（木曜日）までの午前八時三十分から午後五時十五分まで
- 四 審査申請書の提出先
山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課
- 五 提出書類
(一) 教習指導員審査申請書（規則別記様式第一号によること。）
(二) 規則第十七条第一項各号又は第四項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面
(三) 写真（縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。）
- 六 運転免許証の提示
審査申請書の提出時に、受けようとする種類の教習指導員審査に用いられる自動車運転免許証を提示することができる運転免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証を提示すること。
- 七 審査手数料
一万千八百円（その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ一万千八百円から同表の下欄に掲げる額を減じた額）に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

審査細目	減ずる額
一 審査の種類 教習指導員審査（普通）	
二 審査の日時及び場所 (一) 日時 平成二十九年九月十二日（火曜日）及び同月十三日（水曜日）の午前九時から午後五時十五分まで (二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター	
三 審査申請書の受付期間及び時間 平成二十九年八月七日（月曜日）から同月十日（木曜日）までの午前八時三十分から午後五時十五分まで	
四 審査申請書の提出先 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課	
五 提出書類 (一) 教習指導員審査申請書（規則別記様式第一号によること。） (二) 規則第十七条第一項各号又は第四項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面 (三) 写真（縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。）	
六 運転免許証の提示 審査申請書の提出時に、受けようとする種類の教習指導員審査に用いられる自動車運転免許証を提示することができる運転免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証を提示すること。	
七 審査手数料 一万千八百円（その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ一万千八百円から同表の下欄に掲げる額を減じた額）に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。	

一	教習指導員として必要な自動車の運転技能	三千六百元
二	技能教習に必要な教習の技能	千二百五十円
三	学科教習に必要な教習の技能	千二百円
四	教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識	千三百五十円
五	自動車教習所に関する法令についての知識	千三百五十円
六	教習指導員として必要な教育についての知識	千三百円

備考
普通自動車免許に係る教習指導員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に九百円を、四及び五に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に百円を減ずるものとする。

八 その他

- (一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。
- (二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課（電話〇八三一九七三―二九〇〇）にすること。

一 審査の種類

教習指導員審査（大特）、教習指導員審査（大自二）、教習指導員審査（普自二）及び教習指導員審査（牽引）

二 審査の日時及び場所

- (一) 日時 平成二十九年九月十四日（木曜日）及び同月十五日（金曜日）の午前九時から午後五時十五分まで
- (二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター

三 審査申請書の受付期間及び時間

平成二十九年八月七日（月曜日）から同月十日（木曜日）までの午前八時三十分から午後五時十五分まで

四 審査申請書の提出先

山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課

五 提出書類

一	教習指導員審査申請書（規則別記様式第一号によること。）	
二	規則第十七条第一項各号又は第四項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面	
三	写真（縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。）	
六	運転免許証の提示 審査申請書の提出時に、受けようとする種類の教習指導員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証を提示すること。	
七	審査手数料 九千四百円（その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ九千四百円から同表の下欄に掲げる額を減じた額）に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。	

審査細目	減ずる額
一 教習指導員として必要な自動車の運転技能	千三百円
二 技能教習に必要な教習の技能	千三百円
三 学科教習に必要な教習の技能	千三百円
四 教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識	千三百円
五 自動車教習所に関する法令についての知識	千三百円
六 教習指導員として必要な教育についての知識	千二百円

備考
特定第一種運転免許に係る教習指導員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に千円を、四及び五に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に百円を減ずるものとする。

八 その他

- (一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。

<p>一 教習指導員として必要な自動車の運転技能</p>	<p>四千二百五十円</p>
------------------------------	----------------

審 査 細 目	減 ず る 額
<p>一 審査の種類 教習指導員審査（大型二種）、教習指導員審査（中型二種）及び教習指導員審査（普通二種）</p> <p>二 審査の日時及び場所 (一) 日時 平成二十九年九月十五日（金曜日）午前九時から午後五時十五分まで (二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター</p> <p>三 審査申請書の受付期間及び時間 平成二十九年八月七日（月曜日）から同月十日（木曜日）までの午前八時三十分から午後五時十五分まで</p> <p>四 審査申請書の提出先 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課</p> <p>五 提出書類 (一) 教習指導員審査申請書（規則別記様式第一号によること。） (二) 規則第十七条第一項第二号又は第五項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当することを証する書面 (三) 写真（縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。）</p> <p>六 運転免許証の提示 審査申請書の提出時に、受けようとする種類の教習指導員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証を提示すること。</p> <p>七 審査手数料 一万二千七百五十円（その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ一万二千七百五十円から同表の下欄に掲げる額を減じた額）に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。</p>	<p>(一) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課（電話〇八三一九七三―二九〇〇）にすること。</p>

<p>二 入札参加資格 入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。 (一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の四第一項各号の</p>	<p>二 技能教習に必要な教習の技能 二千五十円</p> <p>三 旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業に関する法令についての知識 二千五百五十円</p> <p>備考 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る教習指導員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に三千五百五十円を減ずるものとする。</p> <p>八 その他 (一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。 (二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課（電話〇八三一九七三―二九〇〇）にすること。</p> <p>公 告 一般競争入札の実施 次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用される契約に係る一般競争入札を実施します。 平成二十九年八月一日 山口県知事 村岡 嗣 政</p>	<p>八</p>
--	--	----------

いずれかに該当する者でないこと。

(二) 地方自治法施行令第六十七条の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(三) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示(平成二十七年山口県告示第二百二十二号)又は県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する物品等の種類等に関する告示(平成二十九年山口県告示第三十四号)に基づく資格審査において、パソコン・ネットワーク機器類について物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ、借入れ及び売払いの特Aの等級に格付されている者であること。

(四) 平成二十九年八月一日から同年九月十九日までの間のいずれの日においても業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けていないこと。

三 契約条項を示す場所

山口市滝町一番一号 山口県警察本部警務部会計課

四 入札説明書及び仕様書の交付

平成二十九年八月一日から同年九月十三日までの午前九時から午後五時までの間、

山口県警察本部警務部情報管理課において交付する。

五 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限

(一) 記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当する額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 提出場所

山口県警察本部警務部会計課

(三) 受領期限

平成二十九年九月十五日午後五時十五分(入札書を持参する場合は、平成二十九年九月十九日午後一時)

六 入札を執行する場所及び日時

(一) 場所

山口市滝町一番一号 山口県警察本部四階管理室四〇一

(二) 日時

平成二十九年九月十九日午後一時

七 入札保証金

免除する。

八 無効入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(一) 入札参加資格のない者がした入札

(二) 記名押印(署名を慣習とする外国人にあつては、自署)のない入札

(三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

九 落札者の決定方法

山口県会計規則(昭和三十九年山口県規則第五十四号)第百五十四条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十 その他

(一) 契約担当者

山口県知事 村岡 嗣政

(二) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(三) 契約書の作成の要否

要

(四) 契約保証金

免除する。

(五) この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請をする場合は、平成二十九年九月十一日午後五時までに山口県会計管理局物品管理課(電話〇八三一九三三三三九六〇)に申請書を提出すること。

(六) 詳細については、山口県警察本部警務部情報管理課(電話〇八三一九三三三三〇一〇)に問い合わせること。

十一 Summary

(1) Division in charge of contract: Finance Division, Police Administration Department, Yamaguchi Prefectural Police Headquarters

(2) Nature and quantity of the products to be leased: Terminal Unit for Driver's License Work

(3) Term of use: From February 1, 2018 to January 31, 2023

- (4) Place of use: Driving Management Division, Traffic Department, Yamaguchi Prefectural Police Headquarters and Yamaguchi Prefectural General Traffic Center
- (5) Division in charge of procurement and contact point for the notice: Information Management Division, Police Administration Department, Yamaguchi Prefectural Police Headquarters, 1-1 Takimachi, Yamaguchi City (Tel 083-933-0110)
- (6) Time-limit for tender: 5:15 P.M. September 15, 2017 (If brought in person: 1:00 P.M. September 19, 2017)



公 告

山口県労働委員会のおっせん員候補者

労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第十条の規定に基づく平成二十九年七月十三日現在の山口県労働委員会のおっせん員候補者は、次のとおりです。

平成二十九年八月一日

山口県労働委員会会長 山元 浩

氏 名 略 歴

- 山元 浩 山口県労働委員会公益委員 弁護士
- 有田 謙司 山口県労働委員会公益委員 西南学院大学法学部教授
- 近本佐知子 山口県労働委員会公益委員 弁護士
- 中村友次郎 山口県労働委員会公益委員 弁護士
- 平中 貫一 山口県労働委員会公益委員 山口大学経済学部教授
- 網戸 茂 山口県労働委員会労働者委員 マツダ労働組合山口県本部委員長
- 伊藤 正則 山口県労働委員会労働者委員 情報産業労働組合連合会山口県協議会議長
- 鶴岡 純枝 山口県労働委員会労働者委員 日本労働組合総連合会山口県連合会副事務局長
- 中繁 尊範 山口県労働委員会労働者委員 日本労働組合総連合会山口県連合会会長

- 山近 和浩 山口県労働委員会労働者委員 日本労働組合総連合会山口県連合会事務局長
- 入谷 珠代 山口県労働委員会使用者委員 下関グランドホテル株式会社代表取締役社長
- 爲近美由紀 山口県労働委員会使用者委員 宇部興産機械株式会社顧問
- 西田 隆男 山口県労働委員会使用者委員 山口県経営者協会専務理事
- 羽嶋 等 山口県労働委員会使用者委員 防府鉄工業協同組合理事長
- 安本 公二 山口県労働委員会使用者委員 株式会社トクヤマ顧問
- 岡本 博之 前山口県労働委員会労働者委員 前山口県労働委員会使用者委員
- 松浦 秀子 前山口県労働委員会使用者委員 前山口県労働委員会使用者委員
- 六角 朋生 前山口県労働委員会使用者委員 山口県労働委員会事務局次長
- 松田 邦夫 山口県労働委員会事務局次長
- 佐藤 和代 山口県労働委員会事務局次長

平成二十九年八月一日印刷 発行所 山口県庁
 平成二十九年八月一日発行 発行人 山口県知事